



久留米市業務継続計画 (BCP)

資料編

目次

(1) 災害応急対応業務（総論第4章）	1
(2) 優先的通常業務（総論第4章）	17
【業務継続計画発動時における通常業務の区分例】	17
【優先的通常業務表】	18
(3) 職員の参集予測（総論第3章）	23
①居住地から勤務地までの距離 ※対象は正規職員（派遣職員を除く）	23
②想定される条件.....	23
(4) 本庁舎の概要（必要資源編第2章）	26
①久留米市役所本庁舎の概要.....	26
②電気設備.....	27
③エレベーター・エスカレーター	28
(5) 情報伝達手段の状況（必要資源編第2章）	29
(6) 久留米市災害時受援計画抜粋（令和3年3月策定）	30
(7) 久留米市備蓄計画抜粋（令和3年4月策定）	31
(8) 久留米市ICT部門業務継続計画抜粋（令和2年8月策定）	32

(1)災害応急対応業務(総論第4章)

【統括部】							
業務開始時期・期間							
部班名	業務名	フェーズ	A	B	C	D	E
			24 時間以内	3 日以内	1 週間以内	2 週間以内	1ヶ月以内
総括班	災害対策本部の設置	A					
	災害対策本部の運営	A					
	統括部の庶務及び調整	A					
	防災行政無線の管理・運用	A					
	防災関係機関との連絡調整	A					
	ライフライン関係機関との連絡調整	A					
	関係機関への応援要請	B					
	災害復旧等に係る総合調整	D					
情報分析班	各種情報の集約・分析	A					
	気象情報の収集・整理	A					
	災害対策本部資料の作成	A					
	国・県への報告資料の作成	B					
情報収集班	災害情報の収集・整理	A					
	被害情報の集約・整理	A					
	災害義援金の受入・配分	D					
調整班	各対策部の対応状況の集約・整理	A					
	各対策部の活動調整	A					
	国・県等への陳情の総括	D					

広報班	市民に対する災害広報	A					
	報道機関等への発表	A					
	災害状況の撮影、記録	A					
人事班	職員の安否、出勤状況の把握	A					
	職員の配備体制及び人員の調整	A					
	職員等への食料、物資等の供給及び宿泊	A					
	職員の公務災害対策、健康管理	B					
	自衛隊の受入支援	A					
	県・市町村・防災関係機関からの派遣職員の受入支援	C					
東京事務所班	政府及び中央官庁、国会との連絡調整	B					
財政班	災害対策予算の調整	C					
	災害に伴う財政計画及び財政に関する国・県との連絡	B					
情報システム班	本部設置に係る情報機器の設置	A					
	電算システムの復旧、運用、管理	A					
車両班	市有車両の管理及び配車計画	A					
	燃料の確保	A					
	緊急通行車両事前届出書の提出(証明書及び標章の交付関係)	A					
契約指導班	物資管理・調達に係る調整	A					
	物資等調達に係る各対策部の指導、支援	A					
	物資・商工対策部(物資調達班)の応援	A					
出納班	災害対策資金の出納	E					

【議会調整部】							
業務開始時期・期間							
部班名	業務名	フェーズ	A	B	C	D	E
			24 時間以内	3 日以内	1 週間以内	2 週間以内	1ヶ月以内
議会班	市議会との連絡調整	A					
	議会関係者の災害視察対応	D					

【避難所総括・教育対策部】							
業務開始時期・期間							
部班名	業務名	フェーズ	A	B	C	D	E
			24 時間以内	3 日以内	1 週間以内	2 週間以内	1ヶ月以内
教育・避難班	部の総括及び本部署事務局との連絡調整	A					
	避難所の開設・運営の総括	A					
学校避難所・庶務班	児童・生徒の安全確保・安否確認	A					
	学校施設に係る避難所の開設・運営	A					
	所管施設利用者の安全確保・安否確認	A					
	児童・生徒の保健管理及び保健指導	D					
	災害時の応急教育	D					
	り災証明に係る就学援助	E					
学校施設班	学校施設の被害調査及び応急処置	A					

【避難・保育対策部】							
業務開始時期・期間							
部班名	業務名	フェーズ	A	B	C	D	E
			24 時間以内	3 日以内	1 週間以内	2 週間以内	1ヶ月以内
子ども未来総括班	部の総括及び本部事務局との連絡調整	A					
	所管施設の来館者や利用者の安全確保・安否確認	A					
保育班	園児の安全確保・安否確認	A					
	園児の保健管理及び保健指導	D					
	災害時の応急保育	D					
	保育施設等の被害調査及び応急措置	A					
一般避難所班	学校避難所、地域避難所以外の避難所の開設・運営	A					

【避難・ボランティア支援対策部】							
業務開始時期・期間							
部班名	業務名	フェーズ	A	B	C	D	E
			24 時間以内	3 日以内	1 週間以内	2 週間以内	1ヶ月以内
ボランティア支援班	部の総括及び本部事務局との連絡調整	A					
	本部事務局の応援	A					
	災害ボランティアセンターの総括及び連絡調整	C					
	ボランティア活動に対する相談受付	C					
地域避難所・地区連絡班	校区コミュニティセンター(複合施設を含む)の開設・運営	A					
	その他コミュニティ施設に係る避難所の開設・運営	A					
	校区コミュニティ組織職員への情報提供	A					
	上記避難所の被害調査	A					

【救護対策部】							
業務開始時期・期間							
部班名	業務名	フェーズ	A	B	C	D	E
			24 時間以内	3 日以内	1 週間以内	2 週間以内	1ヶ月以内
健康福祉総括班	部の総括及び本部事務局との連絡調整	A					
医療庶務班	医療・保健活動の総合調整	A					
	日赤福岡県支部、医師会、歯科医師会、薬剤師会との連絡調整	A					
	医療情報の収集・広報	A					
	医薬品・医療用資機材(防疫資機材含む)の調達及び配布	A					
	医療施設の被害及び傷病者の受入状況等の情報収集	A					
	被災外の医療機関との連絡調整	A					
	保健活動応援派遣職員の受入調整	C					
医療救護班	救護所の設置	A					
	救護班の編成及び派遣	A					
	医療救護活動	A					
	被災地の感染症等の防疫活動(環境対策部と連携)	B					
	被災地の検病調査(環境対策部と連携)	B					
	在宅の要援護患者(人工透析、特定疾患等)への対応及び支援並びに対応医療機関の広報	A					
	被災者の心のケア	D					
	被災地の健康相談、栄養相談	D					

	遺体の処置（環境対策部と連携）	B					
	避難所等における衛生環境指導（環境対策部と連携）	A					
医療救護班	ペット対策（環境、農政対策部と連携）	A					
	災害時保健活動（避難所巡回等）	D					
地域福祉班	避難行動要支援者の安全確保及び保護	A					
	被災した避難行動要支援者の情報収集及び支援	A					
	福祉施設の情報収集及び支援	A					
	福祉避難所の開設、運営	A					
	民生委員・児童委員との連絡調整	C					
	災害見舞金及び生活必需品の確保・配布	C					
	り災証明の交付	C					

【衛生対策部】							
業務開始時期・期間							
部班名	業務名	フェーズ	A	B	C	D	E
			24 時間以内	3 日以内	1 週間以内	2 週間以内	1ヶ月以内
環境総括班	部の総括及び本部事務局との連絡調整	A					
環境班	遺体の安置	B					
	遺体の埋火葬	C					
	被災地の防疫活動	B					
	防疫資材の整備、薬品、器材の確保	B					
	災害時の環境衛生指導	C					
清掃班	災害による塵芥、がれき、廃棄物等の収集及び処理	C					
	死亡動物の処理	C					
	清掃施設の被害調査及び応急措置	A					

【相談・調査対策部】							
業務開始時期・期間							
部班名	業務名	フェーズ	A	B	C	D	E
			24 時間以内	3 日以内	1 週間以内	2 週間以内	1ヶ月以内
市民文化総括班	部の総括及び本部事務局との連絡調整	A					
調査班	市税の納付相談、減免に係る申請・調査	E					
	一般被災住宅等の被害調査(応急危険度把握は都市建設対策部と連携)	C					
文化施設班	所管施設の被害調査及び応急措置	A					
	社会教育団体との連絡調整	D					
	文化財の保護	E					
市民支援班	被災者相談窓口の総括	C					
	被災者相談窓口(本庁)の開設及び運営(関係課職員)	C					
	行方不明者の把握	B					
	移転被災者の照会・管理	D					
	火葬の許可	C					

【物資・商工対策部】							
業務開始時期・期間							
部班名	業務名	フェーズ	A	B	C	D	E
			24 時間以内	3 日以内	1 週間以内	2 週間以内	1ヶ月以内
商工総括班	部の総括及び本部事務局との連絡調整	A					
	商工業者の被害調査と緊急対応	A					
物資管理班	救援物資管理センターの開設・運営	B					
	物資の総合管理	B					
物資調達班	食料生活必需品の調達、供給	C					
	災害対策に関する企業への要請	B					
	商工業者の被害調査と災害資金	E					
物資受入班	企業等への災害対策の協力要請	B					
	他団体からの救援物資等の受入	C					
輸送班	輸送車両の確保	A					
	災害物資、資機材、食料等の輸送	A					
観光班	観光施設の被害調査及び応急対策	A					
	観光客等の被害調査及び応急対応	A					
	災害時の外国人対応支援	A					
競輪場施設班	競輪場施設被害の把握、観客の安全確保	A					
競輪場施設班	観光客等の被害確認、安全確保	A					
	輸送班の応援	A					

【農政対策部】							
業務開始時期・期間							
部班名	業務名	フェーズ	A	B	C	D	E
			24 時間以内	3 日以内	1 週間以内	2 週間以内	1ヶ月以内
農政総括班	部の総括及び本部事務局との連絡調整	A					
農政支援班	農業関係団体との連絡調整	D					
	被災農業者への金融対策	E					
農林業被害対策班	農作物、畜産物の被害調査及び応急措置	A					
	農地の被害調査及び応急措置	A					
	林地の被害調査及び応急措置	A					
農林業用施設対策班	農業用施設（農道、ため池及び工作物等）の被害調査及び応急措置	A					
	林道の被害調査及び応急措置	A					
生鮮食料品出荷班	生鮮食料品の集荷対策	C					

【都市施設対策部】							
業務開始時期・期間							
部班名	業務名	フェーズ	A	B	C	D	E
			24 時間 以内	3 日 以内	1 週間 以内	2 週間 以内	1ヶ月 以内
都市建設 総括班	部の総括及び本部事務局との連絡調整	A					
技術班	技術班の編成及び派遣	A					
	都市施設の被災に備えた災害危険箇所の警戒及び応急措置	A					
	庁舎の点検、被害調査及び応急措置	A					
	道路・橋梁の被害調査及び応急措置	A					
	交通不通箇所及び通行路線把握	A					
	河川及び排水路の被害調査及び応急措置	A					
	その他所管施設の被害調査及び応急措置	A					
公園土木班	樋門、樋管及び排水ポンプ場の操作管理	A					
公園土木班	公園、街路樹等の被害調査及び応急措置	A					
住宅班	被災建築物の応急危険度判定	C					
	応急仮設住宅の設置及び管理	C					
	市営住宅の被害調査及び応急措置	A					

【上下水道対策部】							
業務開始時期・期間							
部班名	業務名	フェーズ	A	B	C	D	E
			24 時間以内	3 日以内	1 週間以内	2 週間以内	1ヶ月以内
上下水道総括班	部の総括及び本部事務局との連絡調整	A					
上下水道資材班	復旧資機材、応急給水資機材、車両及び救急物資等の調達	A					
上下水道広報班	上下水道に関する電話対応及び広報活動	A					
水道施設対策班	水道の被害状況の調査及び復旧計画策定	A					
	重要施設(病院、避難所等)対策及び応急給水	A					
	配水管等の復旧	D					
下水道施設対策班	下水道の被害状況の調査及び復旧計画	A					
	重要施設(病院、避難所等)対策	A					
	下水道本管、マンホール等の復旧及び復旧計画策定	A					
	合併処理浄化槽等対策	A					
浄水管理センター	取水、浄化、配水施設の被害調査、復旧及び取水、送水、配水の調整	D					
	水質管理対策	C					
浄化センター班(南部浄化センター班)	処理施設の被害調査、復旧及び汚水揚水、し尿受入の調整	C					
	下水の水質管理対策	C					
	排水機の運転・管理	E					

【総合支所対策部】							
業務開始時期・期間							
部班名	業務名	フェーズ	A	B	C	D	E
			24 時間以内	3 日以内	1 週間以内	2 週間以内	1ヶ月以内
総合支所総括班	総合支所対策部の総括及び本部事務局との連絡調整	A					
	被害情報の収集及び本部への被害状況の報告	A					
総合支所総括班	市民に対する被害広報	B					
	庁舎の点検、被害調査及び応急措置	A					
	市有車両の管理及び配車計画	A					
	り災証明の交付	C					
衛生建設産業班	災害危険箇所の警戒及び応急措置	A					
	道路・橋梁、河川及び排水路、公園、街路樹等、その他所管施設の被害調査及び応急措置	A					
	交通不通箇所及び通行路線把握	A					
	樋門、樋管及び排水ポンプ場の操作管理	A					
	市営住宅の被害調査及び応急措置	A					
	被災地の防疫活動	B					
	災害時の環境衛生指導	C					
	下水道施設の被害調査及び応急措置	A					
	し尿の収集、処理	C					
	清掃施設の被害調査及び応急措置	A					

	林地及び農作物、農地、農業用ため池、農業施設、畜産及び畜産施設の災害対策及び被害調査	A					
	商工業者の被害把握	A					
	観光施設の災害対策及び被害調査	A					
避難福祉支援班	市税の納付相談、減免に係る申請・調査	E					
	一般被災住宅等の被害調査	C					
	被災者相談窓口の開設・運営	C					
	行方不明者の把握	B					
	避難行動要支援者の安全確保及び保護	A					
避難福祉支援班	被災した避難行動要支援者への支援	A					
	園児・児童・生徒の安全確保及び安否確認	A					
	避難所の開設・運営(補助)	A					
	避難所における食料、物資等の供給(補助)	A					
	所管地域の避難施設の維持・管理	A					
	その他避難所における避難者への支援(補助)	A					

【消防団対策部】							
業務開始時期・期間							
部班名	業務名	フェーズ	A	B	C	D	E
			24 時間以内	3 日以内	1 週間以内	2 週間以内	1ヶ月以内
消防団総括班	部の総括及び本部事務局との連絡調整	A					
	各対策部との連携	A					
消防団班	火災防ぎょ	A					
	消防団の総括及び連絡	A					
	団員の招集及び隊の編成	A					
	災害危険箇所の警戒及び応急処置	A					
	災害箇所の被害拡大防止	A					
	避難情報の伝達及び避難者の避難誘導	A					
	管轄(分団)区域内の被害状況の情報収集	A					

(2)優先的通常業務(総論第4章)

大規模災害が発生した場合に、継続して実施する業務(優先的通常業務)及び再開時期の目安は次のとおりとする。

なお、被災が局地的であり特定の地域における行政機能を停止せざるを得ない場合においてもこの表に準じて取り扱う(特定の総合支所が被災した場合等)。

【業務継続計画発動時における通常業務の区分例】

区分	地域防災計画	業務継続計画
非常時優先業務	優先的通常業務として実施	優先的通常業務表のとおり
非常時優先業務 に準ずる業務	継続業務として検討	市民生活の維持のために可能な限り継続することが望ましい業務 (例) ・一部の給付業務等 ・一部の支払い、収入業務 ・一部の申請届出受理業務 ・一部の許認可業務 ・急を要する虐待等の通報対応や、困窮者等の相談、支援、措置業務等 ・火葬(許可)業務
縮小・延期業務	縮小・延期業務として検討	不急な業務であり、従事可能な職員(応援等により上記、非常時優先業務へ従事する職員を除く)が60%未満では縮小・延期することが適当な業務 (例) ・課の庶務業務 ・証明等発行業務 ・不急な支払い、収入業務 ・不急な給付業務等 ・不急な申請届出受理業務 ・不急な許認可業務 ・市税、料等の賦課業務 ・一部の相談、支援、措置業務等 ・災害、支援情報や継続業務等を除く各種広報業務 ・職員の研修に関する業務 ・入札、契約、工事検査業務等 ・イベント、プロモーション業務等 ・所管施設の管理(災害対応、インフラ関係を除く)、貸館業務等

		・道路、橋梁、河川等の新設及び改良等(災害対応に関するものを除く)
中止業務	中止業務として検討	不急な業務であり、従事可能な職員(応援等により上記、非常時優先業務へ従事する職員を除く)が60%未満では中止することが適当な業務 (例) ・不急な課の庶務業務等 ・庁内外からの照会対応業務 ・協議会等、不急な会議の開催等 ・不急な相談、支援、措置業務等 ・不急な各種広報業務(害、支援情報等を除く) ・イベント、プロモーション、啓発業務等 ・不急な所管施設の管理(災害対応、インフラ関係を除く)、貸館業務等

【優先的通常業務表】

業務開始時期・期間							
部班名	業務名	フェーズ	A	B	C	D	E
			24 時間以内	3 日以内	1 週間以内	2 週間以内	1ヶ月以内
【全庁共通】							
	職員の安否確認	A					
	業務の進捗管理	A					
	職員の労務管理	A					
	所管施設の安全管理	A					
	施設利用者の安全確保	A					

【総合政策部】							
	全庁共通業務のみ						
【総務部】							
	全庁共通業務のみ						
【協働推進部】							
	全庁共通業務のみ						
【秘書室】							
	全庁共通業務のみ						
【会計室】							
	全庁共通業務のみ						
【市民文化部】							
	戸籍業務全般	C					
	火葬許可及び埋葬対応	C					
【健康福祉部】							
	医療・薬事に関する緊急対応業務	A					
	食中毒等対策業務	A					
	放浪犬の捕獲	A					
	緊急措置診察及び措置診察の実施	A					
	感染症対策業務	A					
	結核対策業務	B					

【子ども未来部】							
	公立保育園における保育の実施	D					
	要保護自動・DV被害者への支援業務	B					
	母子生活支援施設の運営	A					
【環境部】							
	ごみ収集運搬処理業務	B					
	埋立処理業務	C					
【農政部】							
	市場取引業務	C					
【商工観光労働部】							
	全庁共通業務のみ						
【都市建設部】							
	都市計画業務	D					
	建築確認申請業務	B					
【各総合支所】							
	本庁各部の非常時優先業務と同一業務						
【上下水道部】							
	応急給水	A					
	施設の異常、故障対応	A					
	漏水防止対策業務	B					

	施設維持管理業務	A					
	処理場施設維持業務	A					
	機器設備の維持管理業務	A					
	浄化槽の管理業務	C					
	し尿処理業務	C					
【教育部】							
	学校運営関係業務	D					
	施設管理業務	A					
【議会事務局】							
	全庁共通業務のみ						
【監査委員事務局】							
	全庁共通業務のみ						
【選挙管理委員会】							
(選挙時)	市選挙管理委員会所管選挙繰延投票、開票・選挙会の変更の要否決定等の選挙執行事務	A					
(選挙時)	国政選挙・国民投票・県政選挙執行に係る県選管との連絡調整及び決定後の選挙執行事務	A					
【公平委員会】							
(請求時)	勤務条件に係る措置の要求	D					
(請求時)	不利益処分に係る審査請求、職員の苦情相談	D					
【農業委員会】							
	全庁共通業務のみ						

(3)職員の参集予測(総論第3章)

①居住地から勤務地までの距離 ※対象は正規職員(派遣職員を除く)

区分	各勤務地までの距離	職員数(人)	割合(%)
1	2km未満	415	24
2	2km以上6km未満	490	28
3	6km以上12km未満	500	28
4	12km以上	355	20
計		1,760	100

②想定される条件

- ・職員の参集手段は徒歩(時速3km)とする
- ・1時間以内の参集可能職員は、区分1職員の50%と想定
- ・3時間以内の参集可能職員は、区分1職員の70%、区分2職員の50%と想定
- ・6時間以内の参集可能職員は、区分1、区分2職員の70%、区分3職員の50%と想定
- ・24時間以内に参集できる職員は、区分1～区分3職員の70%と想定
- ・発災後3日間は、交通機関が機能しないため、区分4職員は参集できないと想定
- ・1ヶ月以内に参集できる職員は、職員自身の被災等を想定し、全職員の95%と想定

想定参集率

時間 \ 通勤距離	2km以内	6km以内	12km以内	12km超
発災から1時間以内	50%	0%	0%	0%
3時間以内	70%	50%	0%	0%
6時間以内	70%	70%	50%	0%
24時間以内	70%	70%	70%	0%
3日以内	70%	70%	70%	0%
7日以内	90%	90%	90%	90%
1ヶ月以内	95%	95%	95%	95%

・職員参集の推計は次のとおりとする。

【本庁舎等】

(単位:人、%)

施設	1H	3H	6H	24H	3日	7日	1ヶ月
参集職員数	175	430	704	784	784	1,278	1,349
参集割合	12	30	50	56	56	90	95

【田主丸総合支所】

(単位:人、%)

施設	1H	3H	6H	24H	3日	7日	1ヶ月
参集職員数	13	20	26	28	28	45	58
参集割合	25	40	52	56	56	90	95

【北野総合支所】

(単位:人、%)

施設	1H	3H	6H	24H	3日	7日	1ヶ月
参集職員数	5	17	29	32	32	45	58
参集割合	10	34	57	63	63	90	95

【城島総合支所】

(単位:人、%)

施設	1H	3H	6H	24H	3日	7日	1ヶ月
参集職員数	5	15	25	28	28	41	43
参集割合	11	32	56	62	62	90	95

【三瀨総合支所】

(単位:人、%)

施設	1H	3H	6H	24H	3日	7日	1ヶ月
参集職員数	5	20	32	35	35	50	52
参集割合	9	35	58	64	64	90	95

【企業局】

(単位:人、%)

施設	1H	3H	6H	24H	3日	7日	1ヶ月
参集職員数	5	35	68	77	77	126	133
参集割合	4	25	49	55	55	90	95

※自宅から所属職場へ参集できない場合は、「職員初動マニュアル」に記載のとおり、最寄りの総合支所等へ出勤し、所属長の指示のもと各々の災害応急対策業務に従事する。

(4)本庁舎の概要(必要資源編第2章)

①久留米市役所本庁舎の概要

竣工	平成6年12月22日	
構造・規模	鉄骨鉄筋コンクリート造 地下2階・地上20階	
延床面積	33,779.84㎡	
タンク	17,000ℓ×2基 (灯油)	
電気設備	受変電設備	原古賀の変電所 九電久留米営業所よりスポットネットワーク方式で3回線受電(特別高圧 22,000V 受電)
	非常発電設備	4階 電気室に設置 ・ガスタービン発電機 ・1,250KVA
給水設備	上水道(高架水槽方式)	
排水設備	下水道(重力式、ポンプアップ式)	
空調	吸収式冷温水機方式(一部個別パッケージエアコン)	
都市ガス	都市ガス (空調用熱源他に利用)	
通信	電話:NTT回線(約350回線)	
昇降機設備	高速エレベーター 西側6基、東側2基 非常用エレベーター 1基 低層階用エレベーター1基 エスカレーター 2基	
情報システム	庁内ネットワーク・庁内サーバなどの情報システム 情報系端末 約 2000 台(本庁 1400 台、出先 600 台) 基幹系端末 約 500 台(本庁 350 台、出先 150 台) (詳細は ICT 部門業務継続計画 (ICT-BCP) にて定める)	

職員用備蓄	○食料 ・アルファ化米 2,693 食 ・飲料水(500ml) 4,818 本 ○その他 ・仮設トイレ 2,220 個 ・生理用品 528 個
その他	

②電気設備

非常電源供給先

場所	供給先	備考
共用	エレベーター	10基すべて
共用	エスカレーター	2基とも
共用	無停電電源装置	CVCF
各階	トイレ照明	自動水洗を含む
各階	事務室照明(一部)	中央通路部分他
各階	非常照明	停電時の暗転を補償する照明
10 階	防災ルーム	照明・コンセント
5階	電話交換機	各階の電話も使用可能
4階	災害対策本部 401 会議室	照明・コンセント
3階	301,305,307 会議室	照明・コンセント、本部および避難所
2階	アートスペース	照明・コンセント、本部および避難所
1階	市民課、健康保険課、医療・年金課	コンセント数箇所
地下 1 階	市民税課、資産税課、税収納推進課	コンセント数箇所、空気調和機

地下2階	書庫	除湿機
地下2階	機械室	給排気ファン、上水揚水ポンプ 排水ポンプ、消火設備、雨水ポンプ

③エレベーター・エスカレーター

エレベーター

No.	概要	備考
No.1～6	西側 高速エレベーター	
No.7～8	東側 高速エレベーター	
No.9	東側 非常用エレベーター	
No.10	東側 低層棟用エレベーター(B1～3F)	

エスカレーター

No.	概要	備考
No.1～2	1階～地下1階への上下階移動用	

(5) 情報伝達手段の状況(必要資源編第2章)

手段	対象者等
① 移動系防災行政無線	・指定避難所、防災関係機関、病院等無線設置機関
② 衛星系防災行政無線	・福岡県及び県内自治体
③ 緊急速報メール	・端末保有者
④ 防災メールまもるくん	・メール登録者
⑤ 職員参集メールシステム	・メール登録者
⑥ 緊急告知FMラジオ	・ラジオ所有者
⑦ 広報車	・広報車通行沿道住民
⑧ 市ホームページ	・ホームページ視聴者
⑨ 防災アプリ	・福岡県防災アプリまもるくん ・ヤフー防災アプリ登録者
⑩ 報道等	・テレビ、ラジオ、インターネット、新聞等視聴者

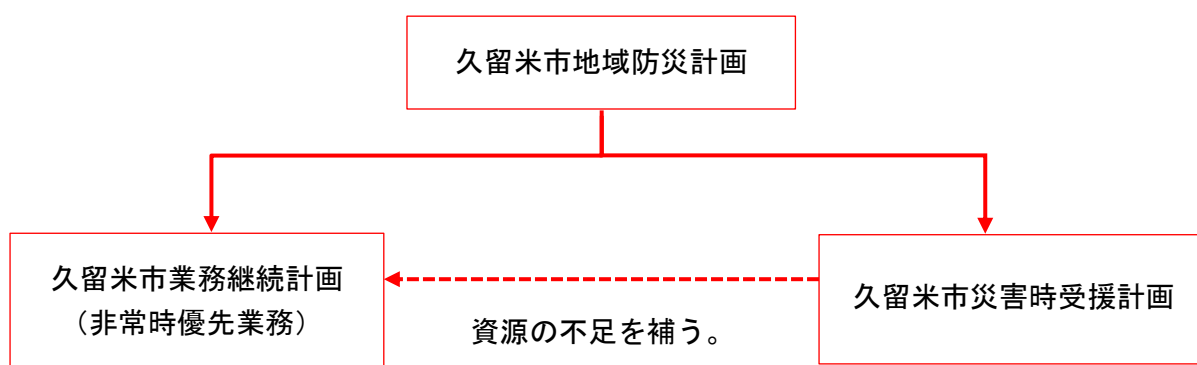
(6)久留米市災害時受援計画抜粋(令和3年3月策定)

第1章 総論 1 計画の目的

本計画は、「福岡県災害時受援計画」等を踏まえ、事前に受援体制や、人的・物的支援の受入れ手順等について具体的に定めておくことにより、災害時の外部支援を円滑に受入れ、「久留米市業務継続計画」に規定する非常時優先業務などの災害対応業務を円滑に実施することを目的とした計画である。

第1章 総論 2 計画の位置付け

本計画は、久留米市地域防災計画を具体化する計画であり、久留米市業務継続計画に定める非常時優先業務などの災害対応業務を実施する上で、人的・物的資源の不足を補うための計画として策定したものである。



(7)久留米市備蓄計画抜粋(令和3年4月策定)

第1章 第1節 計画策定の趣旨

本市のこれまでの備蓄に対する考え方は、災害時には、市民自らの食料や生活必需品の備蓄を基本とし、協定に基づく流通業界等の協力に大きな期待を寄せながら、市においても不足の事態に備えて、最低限の備蓄を確保することしてきた。

しかし、平成23年3月11日に発生した、東日本大震災では、死者・行方不明者数は約19,000人、建築物の全壊・半壊は39万戸以上、ピーク時の避難者は40万人以上にのぼり、ライフラインや高速道路、鉄道、港湾などの都市基盤施設にも大きな損害を与えた。

さらに、平成28年4月14日、16日に発生(以後も余震が続く)した熊本地震でも生活環境に大きな損害を与えた。発災直後は流通機能が麻痺し物資を購入することができず、支援物資も届かない状況に加え、避難者は家庭から食料等を持ち出すことができないまま避難してきた状況にあり、食料・資機材備蓄などの対策に大きな教訓を与えることとなった。

このため、国の動向や熊本地震などから得られた課題・教訓を踏まえ、さらなる備蓄体制の強化を図ることを目的として、「久留米市備蓄計画」を策定するものである。

この備蓄計画では、久留米市地域防災計画に基づき、市民による日頃からの家庭内備蓄の促進や、流通備蓄や救援物資等の考え方を踏まえ、自助・共助を基本としつつ、市民・企業・行政が一体となって対策を推進するものとする。

なお、この本計画は、新たな被害想定や課題が生じた場合にはその都度検討を加え、修正するものとする。

第3章 第6節 第3 本市職員

備蓄目標は1日分とし、食料及び飲料水、断水に備え簡易トイレや生理用品を備蓄する。

(ア)ご飯 2,800食(イ)パン類 1,400食(ウ)飲料水(500ml)8,400本

(エ)携帯トイレ 22,000回(オ)生理用品 1,400枚

(8)久留米市ICT部門業務継続計画抜粋(令和2年8月策定)

1. 1. 2 ICT-BCP の位置づけ

ICT-BCP は、上位計画である地域防災計画を補完する位置づけである。

なお、関係計画である久留米市業務継続計画が変更された場合は、見直しを行うことで更なる強化をしていく。

